

## 消費者

### 学習塾の契約トラブル

#### ～契約時は、内容をよく読み慎重に～

夏休みを控えるこの時期、学習塾や予備校などに通う予定のかたも多いのではないのでしょうか。このような教育サービスには



はいろいろな特色や規約があり、十分に確認しないと、さまざまなトラブルへと発展する可能性がありますので、注意しましょう。

#### 【事例】

Aさんは、中学3年生の息子を8月から翌年3月まで学習塾に通わせる契約をし、毎月、基本費1万円と受講費と合わせて、2万5千円程度支払っていました。

指導方法が、息子に合わないため、12月中旬ごろに退塾したいと塾に伝えると、12月分の月謝2万4400円、3月まで通うという条件で減額されていたこれまでの受講費の減額分2万3100円、入学金2万円の半額1万円の合計5万7500円を払うように言われました。12月分の月謝は納得できましたが、それ以外の

3万3100円は支払う必要があるのか気になりました。

#### 【アドバイス】

契約書や規約に規定がない事項は、話し合いで解決することになります。指導方法が子どもに適しているか、続けられるかが契約の際には分らないことが多いので、解約時の取り扱いも、契約する前に書面でよく確認をしましょう。

一般的に、学習塾に関しては、

- ① 契約期間が2カ月間を超える
  - ② 契約金額が5万円を超える
- の両方に当てはまる場合は、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリングオフができる場合があります。また、クーリングオフ期間を過ぎていた場合で、既に受講が始まっていたとしても、「1カ月分の受講料」または「2万円」のどちらか低い方を支払うことで中途解約ができる場合もありますので、困ったことがあれば、消費者センターにご相談ください。

#### ■問い合わせ

消費者センター ☎8229・1234